

UBC情報



発行：2023年5月1日

No. 275

Selected Clients & Professionals Relationship

ことば

物流の2024年問題

宅配便が増加する中、来年4月からドライバーの時間外労働時間の上限規制により人手不足などが懸念されている。政府は利用者に再配達削減の協力を呼びかける。

トピックス

本年4月から適用開始となる主な税制

成立した令和5年度税制改正等により4月（又は1月）から適用される主な税制は、次のとおりです。

◎中小企業向け設備投資減税の見直し……中小企業経営強化税制や中小企業投資促進税制の対象からコインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する設備を除外します。

◎先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例の創設……市町村の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、一定の機械装置等を取得した場合に固定資産税を3年間1/2（一定の賃上げ表明をした場合は最大5年間2/3）軽減する措置を創設します。

◎外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し……免税店において免税購入できる対象者が見直され、外国籍の非居住者については「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格を有する者等に限定されます。

◎低未利用土地等の譲渡に係る特別控除の見直し（※本年1月以後の譲渡に適用）……個人が低額な一定の低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円控除について、①市街化区域等にある土地等は譲渡価額の要件を800万円以下に引き上げる、②譲渡後の利用要件に係る用途からコインパーキングを除外します。

◎教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し……①贈与者が亡くなり相続税の課税価格が5億円超の場合、受贈者が23歳未満等でも教育資金として使われなかった残額は相続財産に加算する、②契約終了した場合の残額に課される贈与税は受贈者の年齢に関係なく一般税率を適用します。

◎その他……*スタートアップ企業への再投資に係る非課税措置の創設、*研究開発税制の見直しなど。

マイナポイントの申込期限は本年9月末

マイナンバーカードを本年2月末までに交付申請した方に対して最大2万円分のポイントを付与する「マイナポイント第2弾」の効果もあり、本年4月16日時点でのマイナンバーカードの申請件数は約9645万件で、人口に対する申請率は約76.6%となっています。

政府は、マイナポイントの付与が確実に行われるように、対象者がマイナンバーカード取得後にポイントを申込むことができる期限を再延長し、本年9月末までとしています。

令和5年度改正による電子帳簿保存の見直し

令和5年度税制改正により、電子帳簿保存法の見直しが行われます（令和6年以後に適用）。

◆電子取引データの保存制度に関する見直し

電子帳簿保存法は、①電子的に作成した帳簿書類を電子データで保存する「電子帳簿等保存」、②紙の請求書や領収書等を画像データで保存する「スキャナ保存」、③請求書や領収書等の電子データを授受した場合に要件（改ざん防止や検索機能等）に従い保存する「電子取引」に区分されています。

このうち、帳簿書類の保存義務がある全ての事業者に関係する③の「電子取引」は次のような見直しが行われ、令和6年以後の電子取引に適用されます。

◎検索要件を不要とする措置の対象者の見直し……税務調査等の際に電子取引データのダウンロードの求め（税務職員への提示等）に対応できるようにしている場合に検索機能の確保要件を不要とする措置の対象者について、①基準期間（前々期）の売上高が5千万円以下（現行1千万円以下）である事業者に拡大、②電子取引データの出力書面を日付及び取引先ごとに整理された状態で提示等ができる事業者を対象に追加します。

◎新たな猶予措置の整備……令和4年度税制改正により設けられた宥恕措置（電子取引データの出力書面による保存を認める）は本年末で廃止となります。令和6年以後は、要件に従って電子取引データを保存できない相当の理由があり、税務調査等の際に電子取引データのダウンロード及び出力書面の提示等の求めに対応できるようにしている場合は、保存要件を満たしていない状態でのデータ保存を認める猶予措置が新たに設けられます。

少額な返還インボイスの交付義務免除

本年10月から始まるインボイス制度では、インボイス発行事業者が国内で行った課税資産の譲渡等について値引きや返品、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合に返還インボイスの交付義務がありますが、令和5年度税制改正により、税込1万円未満の値引き等である場合は返還インボイスの交付義務が免除となりました。

例えば、売手が負担する振込手数料相当額（税込1万円未満）を売上値引きとして処理している場合には、その売上値引きに係る返還インボイスの交付義務は免除されます。

この措置は全てのインボイス発行事業者が対象となり、適用期限のない恒久的な措置となります。

新入職員紹介

4月から新しい仲間が増えました！！

名前	はまべ 濱邊	あつひろ 温大
好きな生き物		猫
好きな食べ物		お寿司

ご挨拶

知らないこと、わからないことだらけの日々で、先輩方の指導を受け、進んでいます。
先は長いですが、一歩でも先に進めるように努力しますので、どうぞよろしくお願い致します。



UBC社福 情報

No. 275

発行：2023年5月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝1-6-10
TEL：0836-33-6717
FAX：0836-33-6753
Mail：info@ubc-net.com
URL：http://ubc-net.com
所属：（一財）総合福祉研究会

保育

待機児童解消に向けた今後の取組
～こども家庭庁(設立準備室)として初の会議資料～



◆3月17日付、こども家庭庁(設立準備室)全国こども政策主管課長会議資料で公表された待機児童数は、令和4(2022)年4月1日時点で2,944人となり、過去最少を更新しています。減少した要因としては、各市区町村において保育の受け皿拡大を進めてきたことのほか、就学前人口の減少、新型コロナウイルス感染症を背景とした保護者の利用控え等もその一因であると考えられています。その一方で、女性就業率や保育所等申込率(申込数/就学前人口)が昨今上昇傾向にあることを考慮すると、申込数増加の可能性があるかと警鐘を鳴らしています。

このため、受け皿整備や保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の実情に応じた評価指標(KPI)を待機児童対策協議会において設定し、見える化をすることでより強力に待機児童対策に取り組む自治体への支援は継続されます。

また待機児童の解消に当たっては、受け皿整備だけでなく地域における需給のミスマッチの解消も重要であるとし、保育コンシェルジュによるマッチング支援の推進や、巡回バスにより自宅から遠距離にある保育所等の利用を可能にする広域的保育所等利用事業の活用も要請しています。



保育士の平均給与は9年連続で上昇 ～「賃金構造基本統計調査」から事務局が試算～

厚生労働省が公表した「令和4年賃金構造基本統計調査」では、労働者の雇用形態、就業形態、職種、性別、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に賃金の実態が明らかにされています。この調査では医療・社会福祉・介護事業等に従事する職種についてもそれぞれ集計されていますが、今回も「きまって支給する現金給与額×12月+年間賞与その他特別給与額」の計算により、「保育士(女)」の年間給与額を推計しました。統計としては、「きまって支給する現金給与額」は毎年6月の、「年間賞与その他特別給与額」はその前年のものですので、厳密には多少の時点のずれが起こるのですが、行政の資料でもこの式で推計しているものを見掛けます。

この計算で保育士(女)の平均年間給与と試算額を試算すると、前年よりも11万円増の391万円と、9年連続で上昇しました。この計算式により年齢階級別に試算をすると、20～24歳では前年よりも9万円増の322万円となり、年齢階級が上がるに従い増額しています。

年間給与と試算額を都道府県別に比較すると、最も高かったのが東京都の454万円で、以下神奈川県、京都府、大阪府と続きます。逆に最も低かったのは山形県で、以下沖縄県、長野県、秋田県と続きます。
(総合福祉研究会)

児童福祉週間

厚生労働省では、こどもや家庭、こどもの健やかな成長について国民全体で考える事を目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を児童福祉週間と定めています。

【令和5年度児童福祉週間標語】

小さなて みんなではぐくみ 育ててく

(竹島一輝さん 15歳 兵庫県)

医療保険

国保の短期被保険証は廃止へ マイナカード・保険証一体化

厚生労働省は2月24日の社会保障審議会医療保険部会に、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の対応方針を示しました。保険証廃止に伴い、国保等の短期被保険者証を廃止します。令和6年秋を予定しています。

マイナンバーカードと保険証を一体化することによる保険証の廃止に伴い、国保や後期高齢者医療制度で発行している短期被保険者証の仕組みは廃止します。

あわせて保険料滞納者対策として、実施されてきた被保険者資格証明書の交付に代え、特別療養費（償還払い）の支給に変更する旨の事前通知を行います。現在のオンライン資格確認の仕組みでも医療機関・薬局で特別療養費の対象者を確認できます。保険証廃止後は、特別療養費の対象者は被保険者資格証明書ではなく、マイナンバーカードまたは資格確認書を提示して受診します。

マイナンバーカードの取得困難者に発行する「資格確認書」の考え方も明示しました。

保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者が必要な保険診療等を受けられるよう、当該者からの求めに応じ各医療保険者は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を書面または電磁的方法により提供します。資格確認書の有効期間は1年を限度とし、各保険者が設定し様式は国が定めます。保険者が必要と認めるときは、本人からの申請によらず資格確認書を交付できます。

発行済みの保険証は、保険証廃止後、1年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）有効とみなす経過措置を設けます。（地域医業研究会）

福祉

高齢になっても安心できる障害福祉を ～障害福祉課からは共生サービスの普及等を要請～



共生型サービスは、介護保険サービス事業所が障害福祉サービスを、障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを、提供しやすくすることを目的とした「指定手続きの特例」として平成30(2018)年度に設けられました。このことにより、①障害者が65歳以上になっても同一事業所を継続利用できるようになる、②高齢者・障害児者とも、利用できる事業所の選択肢が増える、③人口減少社会にあっても地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる、等のメリットが期待されています（下記図表参照）。

その一方で、共生型サービスの認知度の低さや、指定申請に際し必要な手続きがわかりにくいといった課題等があることが調査研究事業等により明らかとなっています。

このため厚生労働省では、共生型サービスの立ち上げと運営のポイント集の作成、普及推進に向けた施策や事業・取組に関する実態調査等の実施、共生型サービスに係るホームページの開設等を行い、普及を図ることとしています。

少子高齢化や人口の減少等により地域における人的・物的資源が限られていく中で、共生型サービス提供は有効・有用であると思われるので、広く普及することが望めます。（総合福祉研究会）

○ 介護保険法の訪問介護・通所介護・（介護予防）短期入所生活介護については、**障害者総合支援法若しくは児童福祉法の指定を受けている事業所からの申請があった場合、「共生型サービス」として指定が可能。**

共生型サービスを活用することのメリット

利用者

- ① 障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となる。
- ② 高齢者だけでなく、障害児・者など多様な利用者が共に暮らし支え合うことで、お互いの暮らしが豊かになる。

①

共生型サービス開始前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。



共生型サービス開始後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引き続き通所可。



②

【地域の実践例】
「富山型デイサービス」



事業所

障害福祉事業所、介護保険事業所**それぞれ**の基準を満たす必要なし。

※ 障害福祉事業所の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定を受けることができるよう、特例基準を設定。

地域

地域の実情にあわせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能。

介護保険と障害福祉の両制度の基準や高齢者と障害児・者の支援内容の違いを踏まえ、サービスの質の確保に十分留意しつつ、共生型サービスの指定を推進